

世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>○世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例施行規則 平成19年4月1日規則第55号</p> <p>改正</p> <p>平成21年9月30日規則第80号 平成24年11月30日規則第100号 平成25年3月29日規則第52号 平成25年10月31日規則第84号 平成31年1月31日規則第2号 令和元年6月28日規則第17号 令和元年12月9日規則第60号 令和3年3月31日規則第70号 令和4年1月31日規則第3号 令和5年8月31日規則第87号 <u>令和6年4月1日規則第13号</u></p> <p>世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例施行規則 <u>第1条から第21条 現行通り</u> (公共的団体) 第22条 条例第30条第2項に規定する規則で定める公共的団体は、法令の規定により国、都道府県又は<u>建築基準法第6条第1項に規定する建築主事等</u>を置く市町村とみなされて<u>同法第18条の規定が準用</u>され、又は適用される団体（独立行政法人都市再生機構及び東京都住宅供給公社を除く。）とする。 (委任) <u>第23条 現行の通り</u> <u>附 則 現行の通り</u> <u>附 則 (令和6年4月1日規則第号)</u></p>	<p>○世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例施行規則 平成19年4月1日規則第55号</p> <p>改正</p> <p>平成21年9月30日規則第80号 平成24年11月30日規則第100号 平成25年3月29日規則第52号 平成25年10月31日規則第84号 平成31年1月31日規則第2号 令和元年6月28日規則第17号 令和元年12月9日規則第60号 令和3年3月31日規則第70号 令和4年1月31日規則第3号 令和5年8月31日規則第87号</p> <p>世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例施行規則 <u>第1条から第21条 略</u> (公共的団体) 第22条 条例第30条第2項に規定する規則で定める公共的団体は、法令の規定により国、都道府県又は<u>建築主事</u>を置く市町村とみなされて建築基準法第18条の規定が準用され、又は適用される団体（独立行政法人都市再生機構及び東京都住宅供給公社を除く。）とする。 (委任) <u>第23条 略</u> <u>附 則 略</u> <u>(新設)</u></p>

改正後		改正前	
<p>1 この規則は、令和6年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する</p> <p>2 この規則による改正後の世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例施行規則の規定は、施行日以後に行われる世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例（平成19年3月世田谷区条例第27号）第14条の規定による届出（以下「条例の規定による届出」という。）に係る同条例第2条第2号に規定する生活環境の整備（以下「生活環境の整備」という。）について適用し、施行日前に行われた条例の規定による届出に係る生活環境の整備については、なお従前の例による</p> <p>別表第1から別表第8 現行の通り</p> <p>別表第9 公共交通施設に関する整備基準（第11条関係）</p>		<p>別表第1から別表第8 略</p> <p>別表第9 公共交通施設に関する整備基準（第11条関係）</p>	
整備項目	整備基準	整備項目	整備基準
<u>1から22</u>	<u>現行の通り</u>	<u>1から22</u>	<u>略</u>
23 踏切道	<p>踏切道は、次に掲げる構造とすること。</p> <p>ア 歩行者が安全かつ円滑に通行することができる通路部分を連続して確保すること。</p> <p>イ 踏切道の手前に歩行者が安全に留まることができる空間を確保すること。</p> <p>ウ 踏切道内は、平たんでぬれても滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>エ <u>視覚障害者が多く利用する道路の踏切道</u>手前部に、点状ブロックによる踏切道の注意喚起を行うとともに、線状ブロックを敷設し、<u>踏切道手前部の点状ブロック</u>に適切に誘導すること。</p> <p>オ <u>視覚障害者誘導用ブロックの色は、黄色を原則とすること。ただし、周辺の舗装の</u></p>	<p>23 踏切</p> <p>踏切は、次に掲げる構造とすること。</p> <p>ア 歩行者が安全かつ円滑に通行することができる通路部分を連続して確保すること。</p> <p>イ 踏切の手前に歩行者が安全に留まることができる空間を確保すること。</p> <p>ウ 踏切内は、平たんでぬれても滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>エ <u>歩道等の踏切道手前部に、点状ブロックによる踏切道の注意喚起を行うとともに、線状ブロックを部分的に敷設し、注意喚起を行う</u>点状ブロックに適切に誘導すること。</p> <p>(新設)</p>	

改正後		改正前	
	<p><u>色彩との輝度比において対比効果を発揮することができない場合には、他の色を使用することができる（輝度比が確保される措置を講ずることができる場合に限る。）。</u></p> <p><u>カ</u> <u>視覚障害者が多く利用する踏切道内</u>には、視覚障害者が<u>進行方向を見失う</u>ことを防ぐとともに踏切<u>道</u>の外にいと誤認することを回避するため、<u>踏切道内誘導表示</u>（<u>踏切道手前部</u>に設置する視覚障害者誘導用ブロックとは異なる形状とする。）を設けること。</p>		<p><u>オ</u> 踏切道内には、視覚障害者が<u>車道及び線路に誤って進入をする</u>ことを防ぐとともに踏切の外にいと誤認することを回避するため、<u>表面に凹凸のついた誘導表示等</u>（歩道等に設置する視覚障害者誘導用ブロックとは異なる形状とする。）を設けること。</p>
24から28	現行の通り	24から28	略
備考 この表は、不特定かつ多数の者が利用する部分について適用する。		備考 この表は、不特定かつ多数の者が利用する部分について適用する。	
<u>別表第10から別表第14 現行の通り</u>		<u>別表第10から別表第14 略</u>	